

未定稿

第4次野洲市農業振興計画

(令和9年度～令和13年度)

～みらいへ虹をかける野洲の農業を目指して～

令和9年3月

野 洲 市

目 次

第1章 第4次野洲市農業振興計画の策定にあたって	・・・ 1
1. 計画策定の経緯	・・・ 2
2. 計画の位置づけ	・・・ 3
3. 計画の期間	・・・ 3
4. 計画策定の理念	・・・ 4
5. 社会情勢への対応	・・・ 5
6. 自然環境との共生	・・・ 5
第2章 野洲市の概況	・・・ 7
第1節 本市の特性	・・・ 8
第2節 農業・農村の現状	・・・ 9
1. 水田主体の農業・農村の形成	・・・ 9
2. 農地集積による規模拡大	・・・ 10
3. 畑地農業	・・・ 10
4. 農家数の減少と農業者の高齢化	・・・ 11
5. 担い手の動向	・・・ 13
6. 新規就農者	・・・ 15
7. 地産地消と食農教育	・・・ 15
8. 環境こだわり農業	・・・ 16
9. 各種団体との連携	・・・ 19
10. 農作物の被害	・・・ 19
第3章 第3次野洲市農業振興計画の進行管理検証結果	・・・ 21
第4章 課題解決への事業施策	・・・ 25
第1節 現状のポイントと課題	・・・ 26
第2節 方針に基づく事業施策	・・・ 27
1. 経済活動としての魅力ある農業	・・・ 27
2. 担い手が育ち地域で支える農業	・・・ 30
3. 環境と地域資源を活かす農業	・・・ 33

●参考資料	・ ・ ・ 37
地域計画の状況	・ ・ ・
野洲市学校給食センター提供資料	・ ・ ・
野洲市の環境こだわり農産物栽培面積	・ ・ ・
野洲市内の農地移動状況	・ ・ ・
●用語解説	・ ・ ・
●野洲市農業振興計画振興委員会名簿	・ ・ ・



第 1 章

第 4 次野洲市農業振興計画の策定にあたって

第 1 章 第 4 次野洲市農業振興計画策定にあたって

1. 計画策定の経緯

本市では、農業振興に係る施策として、平成24年3月に「野洲市農業振興計画」を策定し、その後5年ごとに計画を見直し推進してきました。

「第3次計画」が令和8年度に目標年度を迎えることからこれまでの成果を振り返るとともに、令和9年度から5年後（令和13年度）の野洲市の農業の将来像を「第4次計画」として策定します。



本市の農業は、整備された水田（基盤整備率約98%）で、水稻・麦・大豆を中心とした土地利用型の水田農業が展開されてきました。しかし、これからの農業は、多様なニーズや課題のもと、様々な変化が求められるところであり、今後も美しい田園風景を残しながら、未来の農業へ次なる一手をいち早く打つべく施策が必要です。

昨今の農業を取り巻く環境は一層厳しく、近年の農業が直面する少子高齢化による人口減少に伴う農業就業人口の減少、後継者問題、労働力不足、食料自給率の低迷といった多様な課題に直面しており、農業の魅力を高める迅速的確な対応、体質強化が求められます。

国が令和6年に改正した「食料・農業・農村基本法」の基本理念に基づき「食料・農業・農村基本計画」が令和7年に改訂されました。本計画では食料安全保障を取り巻く環境や社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、初動5年間に農業の構造転換を集中的に推進する期間として位置づけています。

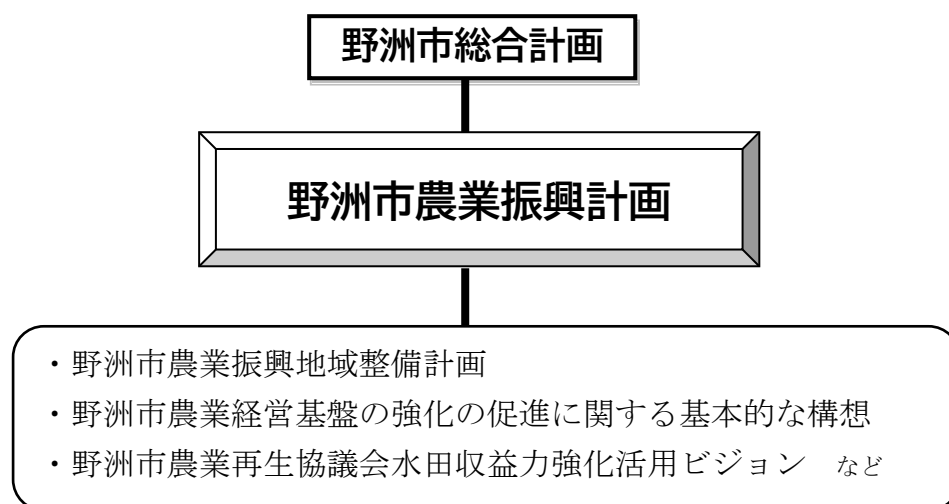
また、「みどりの食料システム戦略」の策定から5年が経過したことを踏まえ、食料安全保障の確保と環境負荷低減の取組を一層推進するため、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、「みどり加速化GXプラン」を新たに策定しています。

さらに、滋賀県においても、令和8年3月に「滋賀県農業・水産業基本計画（第3期）」が策定されており、基本理念として掲げる「つながる、つづく、しがの農業・水産業～人と人・自然が育む近江の食と広がる豊かさ～」を念頭に、「人」、「経済」、「社会」、「環境」の4つの視点から政策の方向性を定めています。

このような中、「第4次野洲市農業振興計画」では、“農業者の経験や技術を、レガシーとして次世代へ繋げる農業”を推進し、3つの視点から未来を見据えた「みらいへ虹をかける野洲の農業」の振興を図ります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「野洲市まちづくり基本条例」の理念に基づき、野洲市のまちづくりの基本となる「野洲市総合計画」のもと、農業に関する各種計画の最上位計画として位置づけられており、野洲市の農業政策の基本となる計画です。



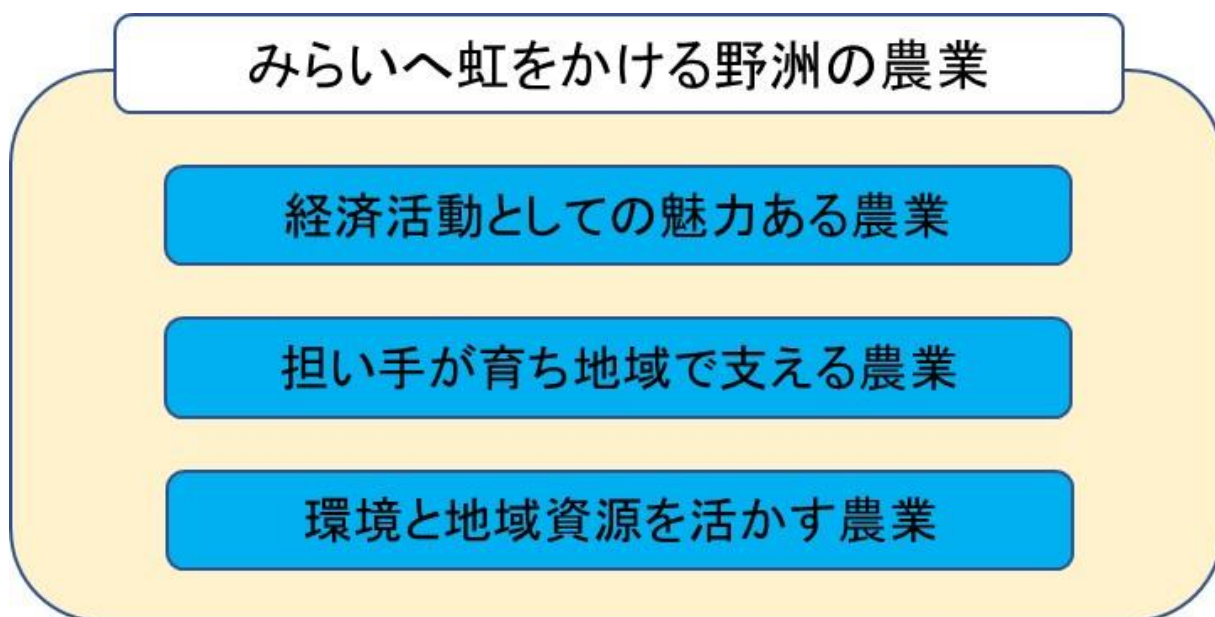
3. 計画の期間

「第4次野洲市農業振興計画」の計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とし、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行い、状況に即した計画とします。

また、計画期間内に2030年のSDGs（持続可能な開発目標）目標達成年を迎えることから、目標達成に向けて取組みを進めます。

R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
第2次野洲市総合計画									
								SDGs 目標年	
第3次野洲市農業振興計画					第4次野洲市農業振興計画				

4. 計画策定の理念



令和2年からの新型コロナウイルス感染拡大により、社会的にも経済的にも危機的状況を経験しました。また、昨今では急激な気候変動等により農作物の需給バランスが崩れ、インフレ等の影響もあり資材価格の高騰が続いている中、食料確保の不安に対して、地元生産者（農産物）のありがたみを改めて感じる事ができたはずです。

このような経験のもと、昨今の農業の課題・情勢を鑑み、また、第3次野洲市農業振興計画の検証結果から、野洲の農業の未来を見据えた、「みらいへ虹をかける野洲の農業」を理念としました。

また、「経済活動としての魅力ある農業」、「担い手が育ち地域で支える農業」、「環境と地域資源を活かす農業」の3つの方針を掲げました。

農業を重要な産業として捉え、農業者の所得向上により魅力ある農業を目指すとともに、多様性を重視した農業者が輝く地域の明るい未来を創造します。

また、農業者と非農業者の調和のとれたコミュニケーションで地域の活性化を図るとともに、環境に配慮した農業、農村文化をレガシーとして持続性の高い農業を目指します。

●経済活動としての魅力ある農業

農業を重要な産業として捉え、農業者の所得向上により魅力ある農業を目指します。

- ・水田農業の安定
- ・作物の高付加価値化
- ・スマート農業推進
- ・産地育成
- ・ブランド力向上
- ・情報発信
- ・販路拡大
- ・農商工連携
- ・有害鳥獣被害対策

●担い手が育ち地域で支える農業

多様性を重視した農業者が輝く、地域の明るい未来を創造します。

- ・将来像の明確化
- ・農地集積、集約
- ・新規就農支援
- ・担い手育成
- ・地域農業の保全
- ・農業者間の交流
- ・企業参入
- ・団体の活動支援

●環境と地域資源を活かす農業

農業者と非農業者の調和のとれたコミュニケーションで地域の活性化を図ります。

- ・ 地域の理解 ・ 耕作放棄地対策 ・ 環境に配慮した農業 ・ 地産地消
- ・ 食農教育 ・ 農業基盤の整備保全

5. 社会情勢への対応

新型コロナウイルスや物価高の影響を受け、食への関心、農業への関心、見える場所で栽培している農家から安心・安全な農作物を購入したいという消費者ニーズ等が高まるとともに、物価高を見据えた新たな施策・対応が望まれます。この機会に、農業への理解と関心の増進を図ることが肝要です。

また、SDGs が国連サミットにおいて、全会一致で採択されており、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通のゴールとして、17の目標を掲げています。目標年である2030年に向けて、農政分野でもその取組みに積極的に関与していく必要があります。



6. 自然環境との共生

農業は、自然環境による影響を受けやすく、天候はもちろん病虫害等の被害も発生します。そのため、農業者が持続的・安定的な営みを確保するためには、他の産地も含めた過去の被害の教訓を活かし、気候変動による異常気象に対応した農産物の生産技術対策、大規模自然災害から農業水利施設等を守る対策等に取り組むことが必要です。一方で農業は、CO₂やメタン等の温室効果ガスの排出源にもなる産業であり、環境を守る観点から温室効果ガスの排出や化学肥料・農薬の削減等に取り組む環境調和型の農業推進が期待されます。

これらの取組を総合的に進め、リスク回避を可能にしておくことで、災害等の発生時でも農業者は災害を最小限に抑え、地元産の食料を確保できます。また、市民にとっても「安心」を得るとともに、農業への期待・魅力が高まることから、地域共生による持続可能な農業へと繋がります。

第 2 章

野 洲 市 の 概 況

第2章 野洲市の概況

第1節 本市の特性

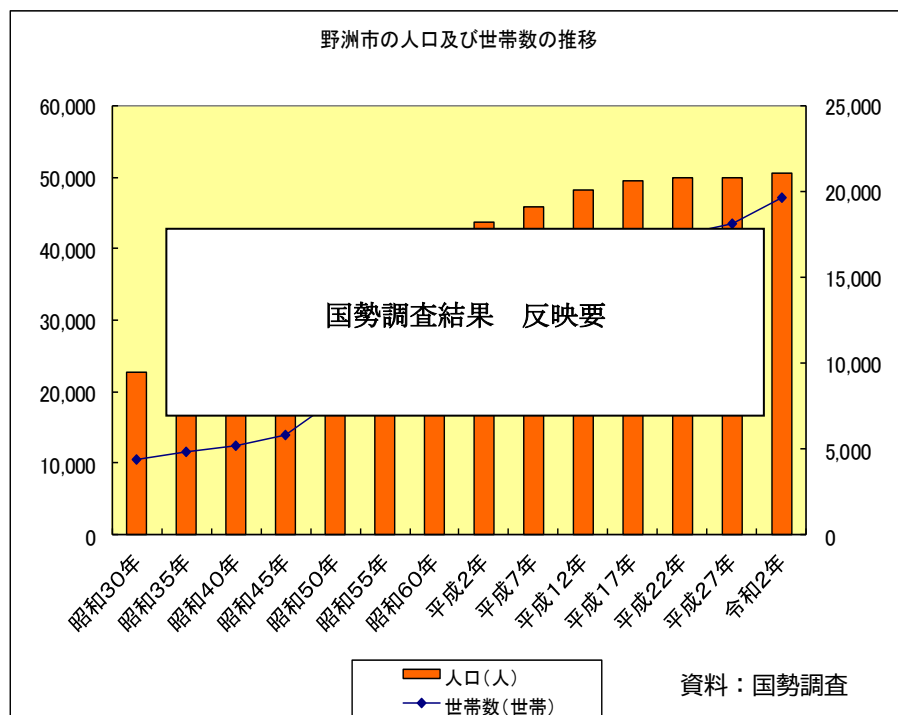
本市は、滋賀県の南部に位置し、三上山などからなる山地部と、山地から琵琶湖に向かって緩やかに広がる平坦地に分けられる、面積 80.14 km²のまちです。平坦地は野洲川・日野川等で形成された沖積平野で、野洲川右岸の扇状地には市街地が形成され、平坦な三角州は農地として利用されています。



主要な交通網は、J R 東海道線（琵琶湖線）が野洲～京都間を約 30 分、野洲～大阪間を約 1 時間で結びます。また、国道 8 号が東西に走り名神高速道路栗東インターチェンジに近く（現在バイパスも建設中）、高い利便性が確保されていることから京阪神地域のベッドタウンとして、順調に人口・世帯数が増加してきました。

昭和 50 年に 32,513 人であった人口は、令和 7 年には 人となっています。

本市では、農業生産の向上に必要な農用地を確保するため、圃場整備事業等により整備された美しい田園風景を形成する優良農地の確保を図ることを基本とし、農業振興地域整備計画に即した優良農地の保全、農村地域の秩序ある土地利用に努めます。



その一方で、農用地の非農地的土地利用にかかる調整に関しては、社会情勢の変化や地域の実情に応じ、保全する区域と開発する区域を明確に区分し、都市的土地利用と自然的土地利用の適正な組み合わせに配慮するとともに都市計画マスタープラン等との調整を行い、計画的な土地利用を図っていきます。

第2節 農業・農村の現状

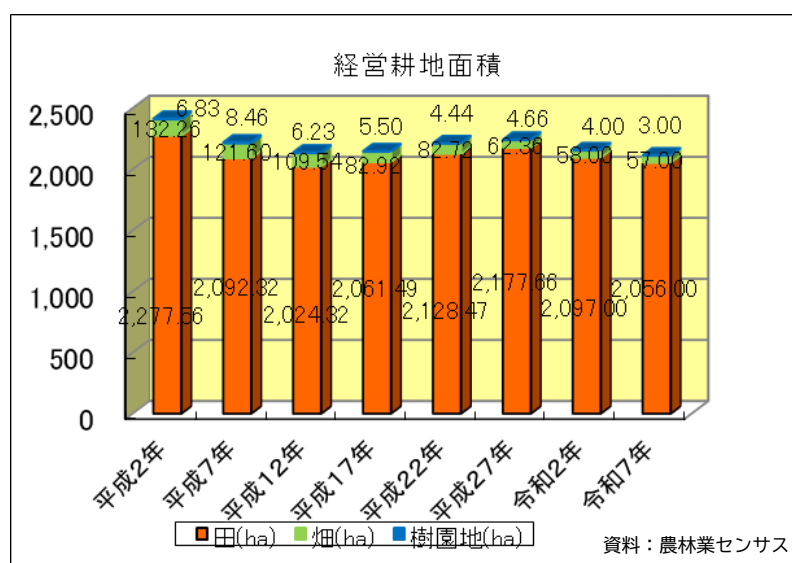
1. 水田主体の農業・農村の形成

野洲川下流地帯の肥沃な土壌と豊富な用水に恵まれ、古くから良食味・良品質米が生産される穀倉地帯に集落が形成され、農業が発展してきました。三上山の麓には、昭和天皇への献上米を生産した悠紀斎田があるなど、『米』との関係が非常に深い地域でもあります。

市内の農業集落は53集落で、その内26集落には集落営農組織やまると組織が作られ、集落機能が維持されてきました。しかし、近年では役員のなり手がないなどの理由により、組織の解散も見られ、集落機能の低下がさらに進行しており懸念しています。

令和7年の耕地面積は2,386ha（農家台帳より）、田耕地面積は2,146ha、畑耕地面積は239haで、水田面積率は89.9%、基盤整備率も約98%と非常に高い値となっています。そのため、大型機械の導入も進み、生産性の高い水田農業が展開されています。

これらの土地改良施設の多くは40年以上経過し、老朽化が進み施設更新の時期に来ており、滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会にて計画的に順次更新（アセットマネジメント中長期計画）が行われています。



更新（アセットマネジメント中長期計画）が行われています。しかし、近年では耕地面積の減少が顕著となっており、また、農業者の減少や高齢化により、施設の維持管理体制が脆弱化しています。

水田の主要な品目と作付面積は水稻1,390ha、小麦662ha、大豆680ha（R6-R7 農林水産関係市町村別統計）で、水稻と小麦で耕地面積の95%を占めています。また、小麦あとには、概ね大豆を作付けられ二毛作が定着しています。

計）で、水稻と小麦で耕地面積の95%を占めています。また、小麦あとには、概ね大豆を作付けられ二毛作が定着しています。

今後は、美しい田園風景を残しつつ、農業者と行政並びに関係機関が連携して、水稻だけに頼るのではなく、近隣の京阪神地域には巨大なマーケットがあるという地域の特性を活かし、水田での園芸品目の作付けなど、農地の効率的な利用を検討していく必要があります。

ポイント

- ・アセットマネジメントの中長期計画の推進
- ・地域特性を活かした水田活用（水田野菜や新規需要米など）

2. 農地集積による規模拡大

野洲市では担い手等への農地集積率は令和7年度末で82.5%（国62.1%、滋賀県70.8%、担い手への農地集積の状況（令和8年3月）より）と集積が進んでいます。他の市町に比べて集積率が高いのは、集落営農組織が多いこと、認定農業者を積極的に認定してきたこと、広域で営農する大規模農業生産法人があることが要因として考えられています。

しかしながら、担い手の高齢化も進んでおり、集落営農組織も減少、中小規模の農業者のリタイアに加えて、担い手から担い手への農地の流動化が進むと考えられます。規模拡大の意向のある経営体の経営改善を図り、農地の受け皿となるよう支援を重点的に実施し、地域農業の持続的な発展のため法人化や経営基盤の強化、経営の効率化を進める必要があります。また、そこには、「地域農業経営基盤強化促進計画（通称：地域計画）」による担い手としての位置づけが急務です。

ポイント

- ・地域農業を支える担い手への支援

3. 畑地農業

畑地農業は、小比江、吉川地域や野洲川の廃川敷を中心に約200haの畑地があり、シュンギク、ハウレンソウ、コマツナ、キュウリ、ゴボウ、メロンなどが栽培されており、県内及び京阪神市場へ出荷されています。

これら品目については、安定した良品質の生産を図るとともに、一定数量の継続的かつ計画的な出荷を推進するため、集出荷施設の近代化、共選・共販体制の充実及び出荷規格の均一化を図り、流通の合理化や販路の拡大・確保が行われています。

しかし、市内最大の野菜産地である吉川中瀬地域では、生産出荷組合員数が減少傾向にあり、特産であるシュンギクの作付面積も減少しています。また、後継者は他産業に従事しているなど経営継承や技術伝承の目途が立っていません。そのため、農作物の作付けが減少して保全管理の農地が増加しており、耕作放棄地に繋がらないように対策が不可欠です。

果樹の写真

果樹分野では、大篠原ほかで梨、ぶどう、柿、

ブルーベリーなどが直売所や庭先による販売主体で栽培されていますが、地産地消の機運が高まる中においてその絶対量は不足しています。こうした状況において、生産者や関係機関が連携した協議会を組織し、令和3年9月に野洲市における果樹産地の発展を目指した「野洲市果樹産地構造改革計画」を策定しました。

消費地に近い立地条件を活かし、これら高収益のある園芸品目等を推進し、野洲市の特産物、ブランド品の育成を図り、若い世代に魅力のある農業を展開する必要があります。

ポイント

- ・園芸作物の作付面積の拡大

4. 農家数の減少と農業者の高齢化

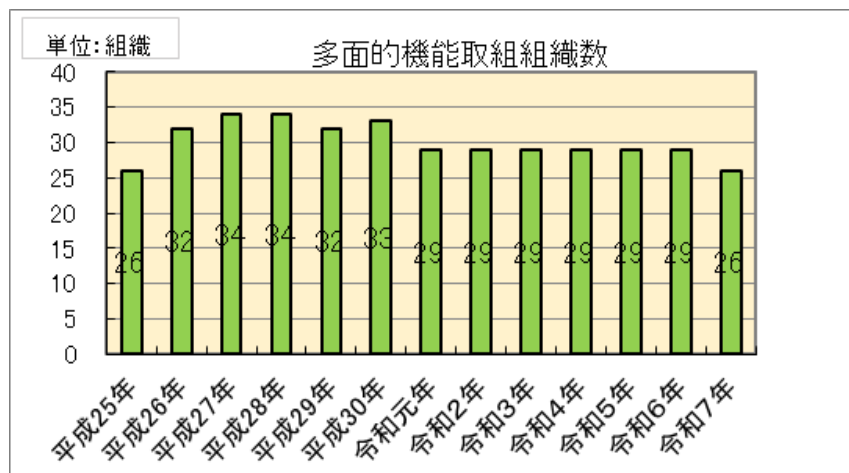
①農家数の減少

販売農家は、年々減少傾向にあり、昭和55年の世界農林業センサス（以下「センサス」という）で2,950戸あった農家が、令和2年では509戸と昭和55年の17%にまで減少しました。また、令和2年のセンサスでは経営主が65歳以上の経営体379のうち、211経営体（56%）で「後継者が確保されていない」と回答されており、今後も農家の減少は続くものと予想されます。

また、水田農業の経営効率が悪い中小規模農家では、機械や施設の維持更新費用の確保に見通しがつかないことや、若者が農業への魅力を見出せず、職業として選択しない傾向が時代背景としてあり、農家減少に拍車を掛けていると推測されます。

このような、農家の減少は、「湯（湧、井）のぼり」や「道普請」などに代表される地域の共同活動による農業用施設の維持管理に支障がでてきており、農村社会のコミュニティ機能の低下が心配されます。

担い手への農地の集積が進み、地域の農家数が減少する中で、農道や用排水路の維持管理を地域住民が協力して行う取組事業の役割が重要となってきています。令和7年度のまるごと保全取組組織は、市内53集落の内、26集落で設立されていま



資料：野洲市農林水産課

す。組織の推移をみると、令和2年度には29組織（1,802ha）ありましたが、令和7

年度には 26 組織（1,735ha）と減少しました。

組織の世代交代が進まず、役員の高齢化が進み年々事務負担が大きく感じるようになってきています。組織を引き継ぎたいが、人材が育っておらず「役員のなり手が無い」、「何年続けられるかわからない」などという声を聞きます。人手不足に悩む組織と、地域貢献を行いたい企業等を世代をつなぐ農村まるごと推進協議会がマッチングするシステムが新たに構築されましたので、活用が期待されています。

今後も農業の持つ多面的な機能を継続的に発揮させるには、地権者、耕作者並びに地域住民との協力関係が重要であり、集落で地域農業・農村の在り方について話し合いを進めていくことが必要です。更に、市民だけでなく農業に触れ合う機会を創出し、農業の裾野（関係人口）を広げていかなければなりません。

また、農村社会・文化を次世代へ繋ぐためには、中小・家族経営農家等の多様な経営体の存在が重要であることから、農業経営を継承し発展できるよう生産基盤の強化を図る必要があります。

② 農業者の高齢化

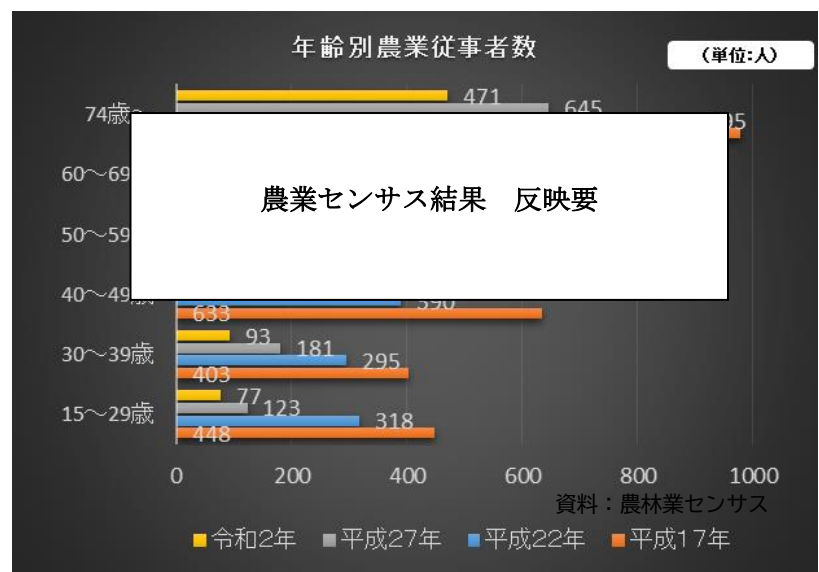
平成 17 年の農業センサスでは、「主として自営農業に従事した農家世帯員」の年齢の平均は 64.4 歳でしたが、平成 22 年には 68.5 歳、平成 27 年に 69.1 歳、令和 2 年には 68.8 歳、令和 7 年には 歳となり、高齢化は一層進んでいる状況にあります。

農業生産が高齢の農業者に委ねられており、労働力の不足から突発的な自然災

害などへの対応力は低下しており、生産基盤は脆弱です。このような背景には、世代交代が進んでいない、新規就農者が少ないといった問題が見られます。

また、高齢化の進展は、農作業事故のリスク増大、経営縮小、廃業、機動力が小さいなどの問題も垣間見え、次世代への人材育成を地域で考えていくことが必要です。

特に園芸部門では高齢化の影響で、生産者の減少と作付面積の縮小により、生産組織の弱体化や生産が減ることで産地の維持が困難になりつつあります。また、不作付け農地が増加しており、耕作放棄地の予備群に繋がらないよう対策を講じる必要があります。



ポイント

- ・後継者の育成
- ・生産基盤の安定
- ・農業に触れ合う機会の創出

5. 担い手の動向

①認定農業者

令和7年度末の経営改善計画の認定を受けている認定農業者は、92 経営体で個人経営が 74 経営体、法人経営が 18 経営体となっています（その他、広域（県）認定は、個人 7 経営体、法人 4 経営体）。

認定農業者は令和2年に比べて14 経営体減少しています。認定農業者（個人経営）の代表者の平均年齢は令和2年には61.7才（89 経営体）でありましたが、令和7年度末では65.5才（74 経営体）と高齢化が進んでいます。

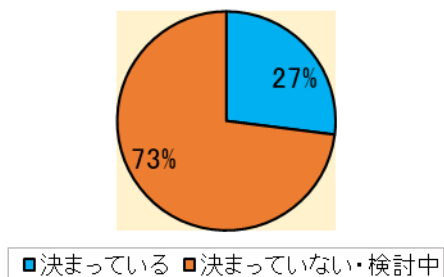
営農類型別認定農業者の割合

営農類型	令和2年	割合	令和7年	割合
稲作	61	57.5%	67	72.8%
野菜	13	12.3%	12	13.0%
果樹	2	1.9%	2	2.2%
花卉	0	0.0%	1	1.1%
複合	30	28.3%	10	10.9%
合計	106	100%	92	100%

また、営農類型別では、依然として稲作中心の経営体が多く、約73%を占めており、次に野菜が13%となっています。

農林水産省が行った「担い手の実態に関する調査」（令和3年度～7年度）によると、市で回収した56 経営体のうち、「後継者が決まっている」と回答されたのは15 経営体（約27%）、「決まっていない」または「検討中」と回答されたのは41 経営体（約73%）で、今後も認定農業者の減少が進むものと予想されます。

事業継承者の有無



②集落営農組織

米の生産調整の制度の変更に合わせて、麦や大豆の集団栽培を維持するために市内の集落の約半分に当たる25の集落で特定農業団体が設立されました。この特定農業団体は、任意組合から法人組織に移行することを前提として国に認められた組織であり、現在まで任意組合から発展して法人化された組織は3団体です。法人化により水稻を含めた経営へと発展してきており、集落の中心経営体として地域計画にも位置付けられています。

その一方で、従来通り小麦と大豆の経営を継続されている集落営農組織も多く、令

和 7 年度末現在では 25 組織が存在しています。

これらの集落営農組織は、中小規模の農業者の小麦、大豆生産の維持に一定の役割を果たしてきましたが、リーダーが育っておらず、組織維持が困難となり、地域の中心経営体へと発展することは期待できない状況にあります。そのため、将来担い手不足が懸念される集落では集落農業の持続的な発展のために地域との話し合いによる地域農業の未来設計が急がれます。

地域計画については、現在 53 の集落中、47 の集落が作成し、地域農業の継続的な発展につなげられています。地域計画を作成することによって、農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等の実現を目指しています。

③大規模経営体と法人化

農地中間管理機構による農地の集積が進み、一定規模の経営面積を確保し、高性能大型機械を導入した経営の効率化やスケールメリットなどを得た大規模水田農家が増えています。平成 22 年度（2010 年度）の水田経営耕地面積の平均が 1.94ha であるのに対し、令和 2 年度（2020 年度）は 4.01ha と倍以上になっています（2020 農業センサス）。経営規模別には経営耕地面積が 10ha 未満の経営体は減少している一方、10ha 以上の経営体は増加しています。特に 20ha 以上規模の経営体は 1.8 倍に増加し、大規模化が進んでいます。

経営継続には労働力の確保が必要ですが、労働人口の減少に伴う農業就労者の確保



が困難になっており、雇用経営への転換（法人化）やドローン・AI などスマート農業の早期普及が望まれます。

市内の農業法人（認定農業者）は令和 7 年度末現在で 22 法人です。平成 22 年度末の 8 法人、令和 2 年度末の 18 法人から増加傾向にあり、今後も農業法人は増えると予想されます。

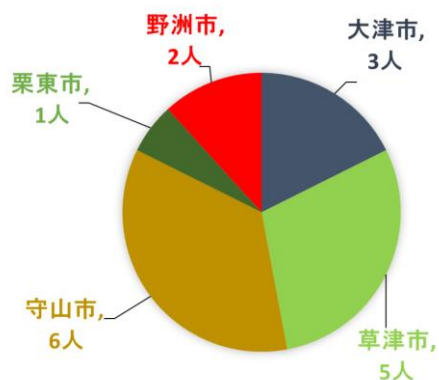
ポイント

- ・意欲ある生産者への支援
- ・積極的な雇用

6. 新規就農者

野洲市における青年層の新規就農については、これまでから、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所と連携した就農相談や農の雇用事業の活用など、新規就農に向けた支援に取り組んでいますが、新規就農希望者が円滑に就農できるように、農業大学校等への就学支援や市内での就業体験を通じた生産技術や経営ノウハウの伝承、並びに農地の斡旋など、新たな芽を支援する仕組みを構築しなければなりません。

認定新規就農者数(R3～R7の累計)



資料：野洲市農林水産課

ポイント

- ・新規就農希望者のスムーズな就農への支援

7. 地産地消と食農教育



すまいる市

近年、消費者の食の安全・安心に対する関心に加え、食料価格の上昇や物流の制約、気候変動の影響等を背景として、地域で生産され、流通過程が明確な地元農産物への需要が高まっています。あわせて、環境負荷の低減や地域経済の活性化、食料供給の安定化の観点から、地産地消の取組の重要性が一層増しています。

地産地消の推進団体として、「おいで野洲まるかじり協議会」がその役割を担っています。直売所・市内産農林水産物をPRするイベントの企画・開催やSNSでの情報発信、イベントに参加しての市内産農林水産物の販売PR、など多岐に渡って活動しています。また、地産地消拠点施設の運営として、「すまいる市」と連携をとり、市内産農林水産物の購入機会を創出することで、市内産農林水産物及び加工品のPRを行っています。

J A レーク滋賀では、広域的な直売施設や量販店による直売ブースの設置、既存直売所の拡充などにより、農業者による販売機会を増やしており、価格決定を自ら行うことなど販売状況が見え生産意欲の増進に繋がっています。



野洲市内産農林水産物

PR キャラクター「やすしくん」

しかしながら、安全・安心な食を提供している直売施設の情報はまだまだ市民にしっかりと浸透しているとは言えず、消費者が市内産農林水産物の情報を入手する手段を検討するなど、更なる地産地消の発展を模索していかなければなりません。

食農教育においては、野洲市食育推進委員会と連携して啓発活動に取り組んでおり、毎月19日を「食育の日」に設定して、学校ごとの取組を強化しています。学校給食における市内産の米や野菜などを優先に積極的に使用してもらうよう努めており、現在、米に関しては100%に達しています。野菜についても、本計画を基に使用率アップを模索していきます。

また、農業体験事業の一環として市民農園を運営し、市民が農作業に親しみ、野菜づくりの楽しさや収穫の喜びを体験できる機会を提供しています。こうした取組を通じて、農への関心を高めるとともに、地産地消や地域農業への理解促進につなげていきます。



ポイント

地元農産物に関する情報発信
食育と農育の連携

8. 環境こだわり農業

環境保全推進県に属する市として、より安全で安心な農産物を消費者に提供するとともに、環境と調和のとれた持続的可能な農業の普及を目指し、『環境こだわり農業』を推進しています。これは、農薬や化学肥料の使用量を通常の5割以下に削減し、琵琶湖などの自然環境や生物多様性保全などの取組を実践した農産物を『環境こだわり農産物』として県が認証するものです。米や大豆については、令和2年度の環境保全型農業直接支払交付金の制度の変更に伴い、地域特認取組の支援対象から大豆や飼料用米が除外され、環境こだわり農業の取組が大きく減少しました。その後、令和7年度に制度改正が行われましたが、取組の拡大には至っておりません。また、近年は高温障害や生産者の高齢化等も影響し、取組面積が減少傾向にあり、令和7年度の環境

こだわり農産物栽培面積は、水稻は 482ha（作付面積の約 3 割）、大豆は 5 ha となりました。野菜については、環境こだわり栽培の実践には大幅な手間がかかることや、販売価格に反映されにくいなどの課題があり、積極的な取組へ向けて改善が必要です。

湖岸地域の 4 集落（安治、須原、野田、比留田）では、都市と農村の住民交流を通じて地域の活性化を図るとともに、琵琶湖固有種の保全再生を目指し、水田の持つ豊



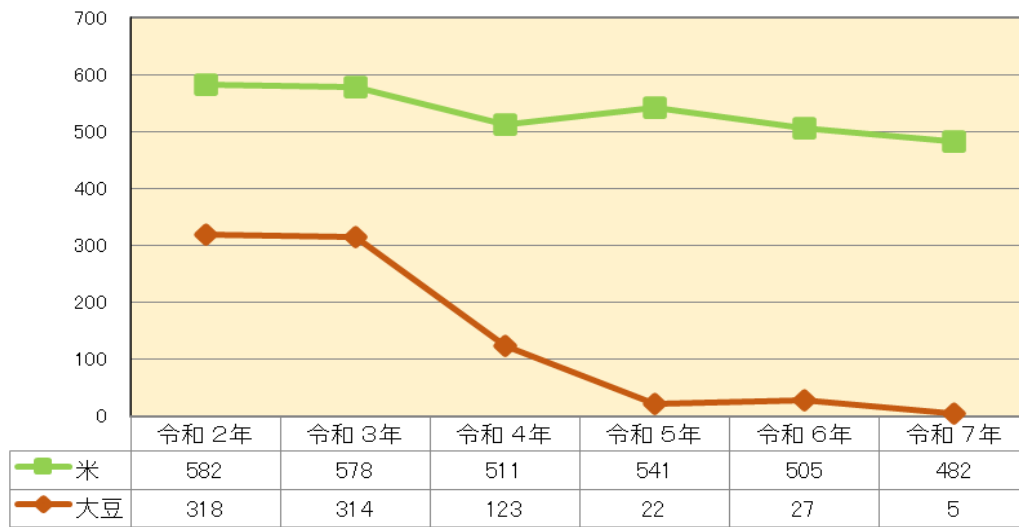
な生態系を育む『魚のゆりかご水田』に取り組んでいます。この取組みは、世界農業遺産・日本農業遺産にも認定されています。この水田で収穫されたお米は「魚のゆりかご水田米」として販売され、全国的に注目を集めています。また、集落によっては、田植えや稲刈りなどの農業体験や生きもの観察会の実施、オーナー制度の導入など都市と田舎の交流促進により直販の拡大につなげていま

す。更には、魚のゆりかご水田米を使用したお酒の販売をするなど、六次産業化にも取り組み、魚のゆりかご水田のブランド力の向上を図っています。付加価値の高い農業である有機農業への取り組みは、作業の煩雑さが価格転嫁されていないことなどが影響しているのか取組農家が少なく、普及できていないのが現状です。

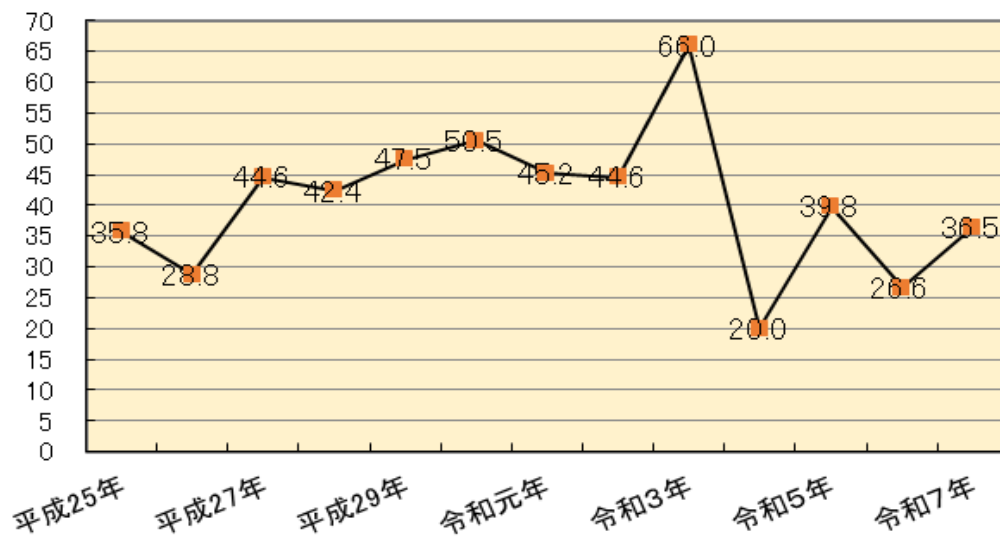
こうした状況のなか、国では、「みどりの食料システム戦略」で脱炭素化や、化学農薬・化学肥料の低減等の環境負荷軽減に取り組む方針を示しており、2050 年を目途に CO2 ゼロエミッション化、化学肥料の使用量 30%低減、有機農業の取組面積割合 25% 拡大などを目指す姿としています。

今後は、関係機関と協力して技術的な問題の解決や付加価値を向上させるなどの施策を講じる必要があります。

野洲市内の環境こだわり農産物栽培面積の推移(単位:ha)



野洲市内の魚のゆりかご水田面積の推移(単位:ha)



資料：滋賀県大津南部農業農村振興事務所

ポイント

- ・農産物の高付加価値化
- ・魚のゆりかご水田の推進

9. 各種団体との連携

主に農業の後継者世代が中心となり組織する野洲市農業者クラブが、地域貢献活動として市内園児に対する農業体験事業や市民生活相談課で実施している学習支援事業「YaSchool（ヤスクール）」にお米を寄付するなどの取組を行っています。

また、認定農業者で組織されている野洲市農業経営者協議会が認定農業者同士の情報交換の場として機能しています。

前述のおいで野洲まるかじり協議会においても、様々な取り組みを関係機関と協力して展開しており、農商工連携の礎を作っています。



園児によるじゃがいも収穫体験

ふるさと納税返礼品の写真

六次産業化に関しては、すでに一部の農家で、六次産業化プランナー支援という県の制度を活用しての商品化に成功しており、これに続くことが期待されます。

また、野洲市では令和3年度に「ふるさと納税」が導入されており、返礼品として野洲市産農産物や加工品が登録されています。

ポイント

- ・農業者団体の活気
- ・農商工連携による事業展開
- ・六次産業化支援

10. 農作物の被害

①野生鳥獣による被害

市内の野生鳥獣被害は、水田におけるイノシシによる踏み倒し、畑作地ではアライグマ、タヌキ等による被害が発生しており、ここ数年、被害は増加傾向にあります。

イノシシの被害は、当初、三上山周辺や大篠原、入町に多く発生していましたが、新たに小南や野田でも被害が確認されており、被害区域が拡大しています。

有害鳥獣駆除数

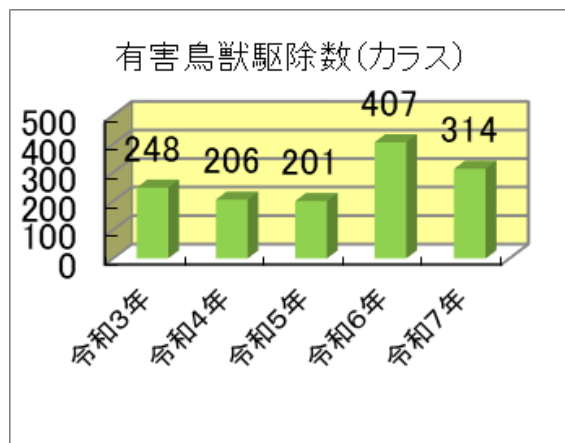
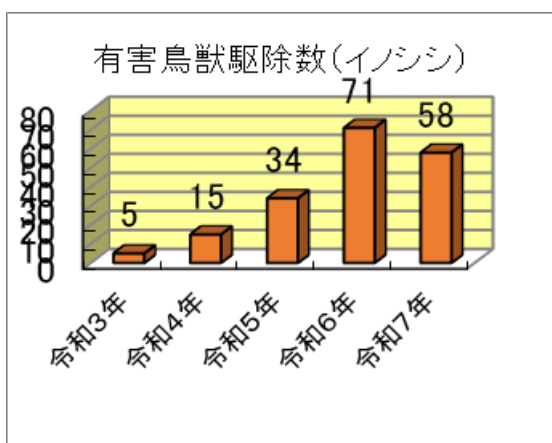
区分	イノシシ	アライグマ	ハクビシンほか	カラス
令和3年	5	13	0	248
令和4年	15	10	3	206
令和5年	34	2	1	201
令和6年	71	11	1	407
令和7年	58	7	7	314

資料：野洲市農林水産課（単位：頭・匹・匹・羽）

そのため、市では電気柵や獣害侵入防止柵の資材を提供し、県や地域と連携しながら対策を進めています。また、圃場周辺の草刈りや農業残渣物の適切な処理、獣害防止柵の点検・管理など、地域一体となった取り組みが重要であることから、地域ごとに県獣害対策担当者を講師とした集落点検や研修会を実施し、被害防止に向けた啓発と技術支援を行っています。

有害鳥獣の駆除については、狩猟団体に委託し、地域からの要請に箱罠の設置等、随時対応しており、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、カラス等を駆除しています。

また、田植え直後のカラスによる苗の引き抜き被害も多く報告されています。今後も安全確保を第一に、被害減少に対応していきます。



②スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）による被害

スクミリンゴガイは特定外来生物に指定されています。市内において被害が徐々に拡大してきており、湖南地域農業センターが実施する被害状況の視察や対策会議に参加しています。市内だけでなく、県域での被害も大きいことから、関係機関と連携して広域での対策を講じていく必要があります。



スクミリンゴガイの卵

ポイント

- ・圃場環境の整備と管理
- ・有害鳥獣への適切な対応

第 3 章

第 3 次野洲市農業振興計画の進行管理検証結果

第3章 第3次野洲市農業振興計画の進行管理検証結果

第3次計画において実現に向けた進行管理として掲げた5つのプロジェクトをその指標に基づき評価検証しました。

1. 安定した農業経営と農地保全 今こそ！地域の未来を見つめよう

1つ目の指標として、農地の集約化や耕作放棄地の抑止等を目的に、「人・農地プラン」の実質化を挙げていました。令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され、当プランが「地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）」として法定化されたことに伴い、目指すべき将来の農地の利用の明確化を進めました。令和8年3月31日現在、53集落中47集落が策定しており、目標の35集落を上回る結果となりました。

人農地プランの実質化集落数 → 地域計画策定集落数に変更		
令和3年度	令和8年度目標	令和7年度実績
29 集落	35 集落	47 集落



2. 多様な担い手育成・確保 今こそ！野洲スタイルを確立しよう

2つ目の指標として、就農の魅力を発信し、次世代につながる就農支援、担い手育成、雇用の創出を図ることを挙げていました。その内、担い手の法人化については22の事業者が法人化され、目標の21法人を上回る結果となりました。これは、研修会や個別相談の中で積極的に呼びかけをしてきた成果によるものと推察されます。

担い手の法人化（法人化している認定農業者数）		
令和3年度	令和8年度目標	令和7年度実績
18 法人	21 法人	22 法人



3.地産地消と食農教育 今こそ！地域の魅力を伝えよう

3つ目の指標として、農業体験型事業や食農教育を通じて、本市の農業の魅力を伝えることと、市内産農産物の安心・安全を伝えることで地産地消の拡大を図ることを挙げていました。その内、学校給食における市内産農作物（野菜）の使用割合については、重量ベースで12.1%であり、目標である30.0%を下回る結果となりました。この指標の設定にあたっては、重量ベース以外で算出することが困難な反面、葉物野菜では実績値の向上が見込めない等の問題があるため、指標の設定を見直した上で推進していく必要があります。

学校給食における市内産農産物（野菜）の使用割合（重量ベース）		
令和2年度	令和8年度目標	令和7年度実績
16.6%	30%	12.1%



4.環境保全と農の多面的機能 今こそ！環境保全で未来の価値を育もう

4つ目の指標として、人・生態系にやさしい環境に配慮した農業を推進するとともに付加価値を高めることにより所得向上を図ることを挙げていました。その内、環境こだわり農産物の取組面積の拡大については水稻が479ha、大豆が2haで、それぞれ目標の640ha、400haを下回る結果となりました。これは、環境保全型農業直接支払交付金の制度変更により地域特認取組の対象作物から大豆が除外されたこと、担い手の高齢化が進んでいること、夏季の高温対策を優先する必要があること等によるものと推察されます。

環境保全型農業直接支払交付金の対象面積		
令和元年度	令和8年度目標	令和7年度実績
水稻 591ha 大豆 367ha	水稻 640ha 大豆 400ha	水稻 479ha 大豆 2ha



5.農業によるまちおこし 今こそ！野洲を楽しもう

5つ目の指標として、多様な業種と連携して、農に関わる様々な取組みを立ち上げ実践することで地域活性化を図ることを挙げていました。その内、ふるさと納税返礼品提供事業者数については令和8年3月31日現在、13事業者であり目標の10事業者を上回る結果となりました。今後も農業者との連携を密にしながら提供事業者の増加を目指します。

ふるさと納税返礼品提供事業者数		
令和3年度	令和8年度目標	令和7年度実績
8事業者	10事業者	13事業者



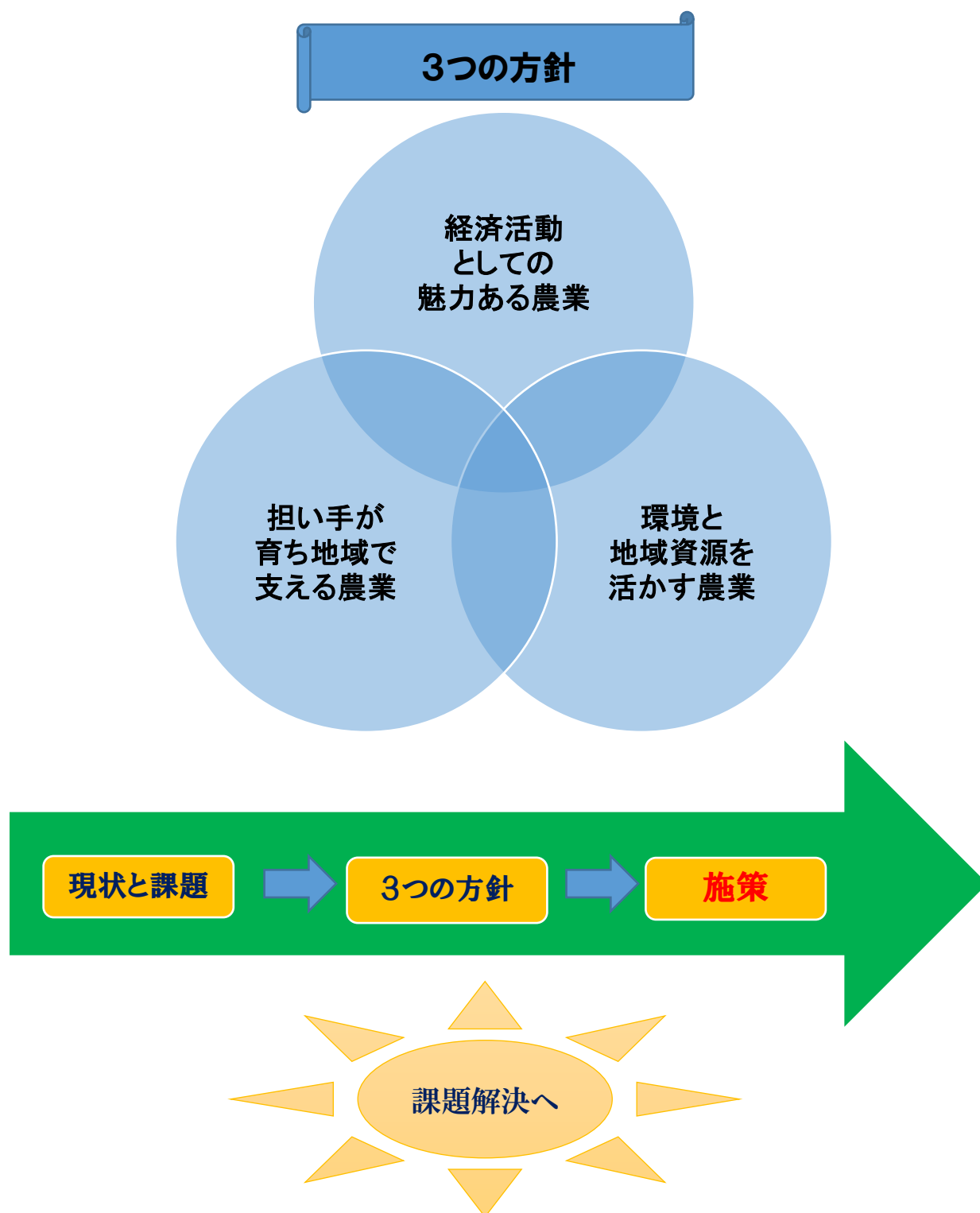
第 4 章

課題解決への事業施策

第4章 課題解決への事業施策

第1節 現状のポイントと課題

第2章 第2節 農業・農村の現状の各項目で記した現状と課題、第3章 第3次野洲市農業振興計画を振り返る進行管理検証結果を踏まえて、課題解決のための3つの方針を掲げます。



第2節 方針に基づく事業施策

近年の農業を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しており、多様な課題をクリアすることで、「みらいへ虹をかける野洲の農業」が実現できるよう、関係機関が一体となって進めていきます。

1 経済活動としての魅力ある農業



●課題解決のための基本方針

経営所得安定対策事業や水田収益力強化ビジョンなどの制度を活用し、農業の安定化と作物の高付加価値化、生産の効率化を図るとともに、野菜・果樹の産地化やブランド力の向上、農産物の情報発信の強化、販路の拡大を図り、経済活動としての魅力ある農業を目指します。

(1) 水田農業の安定と作物の高付加価値化

① 安定した水稻の作付（水稻の生産数量の目安提供）

▼米の需要見通しに左右されることのないよう関係機関連携のもと情報収集を行い、需給調整等により米価の安定に努めます。

▼集落の実情に合わせた（水利や団地化などを考慮した）作付けを共有し検討します。

② 水田での野菜等作付けへの転換

▼水田での園芸品目の作付等、水田活用の推進を図ります。

③ 転作作物である麦・大豆の付加価値等検討（流通対策・品種など）

▼有機栽培等の推進により、生産物の付加価値を高めます。

(2) スマート農業推進と技術の伝承

① 作業効率化

▼土地の大区画化を段階的に進めるとともに、営農管理システム、自動運転トラクター、AIによる生育予測、ドローンによる防除などのスマート農業技術の導入により、省力化を図ります。また、導入した技術や知識の幅広い普及に努めます。

② 技術の継承

▼指導農業士等と連携して、後継者への農作業技術の普及に努めます。

(3) 産地育成とブランド力向上

- ① 野菜・果樹の産地化
- ② 園芸品目の取組強化
- ③ 野菜・果樹のブランド力向上



みかちゃんメロン

▼関係機関と連携して高付加価値商品の生産拡大を図るとともに安定した生産数量を確保できる体制を構築します。

▼「野洲市果樹産地構造改革計画」に基づき、生産者、関係機関と連携して後継者の確保や生産性の高い園地づくり、六次産業化による経営の多角化等による果樹産地の発展を目指します。

▼野洲市に適した栽培技術や多様な品目の検討を進め、野菜や果樹の振興を図ります。⇒ 適地適作

▼農業者が品目や課題に応じて適切な支援を受けられるよう、関係機関との連携によるコーディネート機能の強化を図ります。

▼関係機関と協力し、市内産農産物のブランド力の向上に取り組めます。

(4) 地元農産物の情報発信・販路拡大

① 地元農産物の情報発信

▼食への安心・安全を求める消費者ニーズに応え、消費者の支持獲得を目指します。

▼HPやSNSを活用して情報発信の充実を図ります。

▼おいで野洲まるかじり協議会が企画実施する市内産農林水産物の販売促進事業や広報活動を支援するとともに、販売に係るアンテナショップとの連携を図ります。

② 生産者の販路拡大支援

▼生産者の販路拡大に向け、他自治体との連携協定や直売所等を活用した販売機会の確保を図ります。

(5) 農業者と商工業者の連携

農産物のブランド化・商品化

▼野洲市の特色を生かした農産物の魅力向上に向け、商品開発や情報発信を推進します。

▼六次産業化プランナー支援制度を活用して商品化できるように農業者に働きかけます。

▼野洲市のふるさと納税の返礼品として農産物のブランド化、商品化を目指します。

▼都市化が進み、地域内で生産と消費が結びつきやすいことを強みに、商工業者等と連携して市内産作物の消費拡大を図ります。

(6) 農作物被害への対策

① 有害鳥獣被害防止対策

▼狩猟団体と連携して有害鳥獣の駆除に努めます。

▼小型獣捕獲用檻の貸出し、イノシシ用の檻資材の購入設置を行います。

▼自治体職員の狩猟免許取得を推進するほか、狩猟免許取得に係る講習会費用を補助します。

② 水田における防除とスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）の駆除

▼病虫害の発生に対して水稻防除を行った集落を支援します。

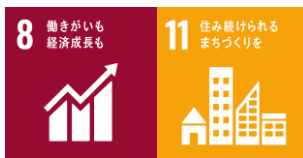
▼関係機関と連携しながら取組を進め、市民に周知します。

へり防除の写真



項目：産地育成とブランド力向上	KPI：水田における地域振興作物の作付面積
現状：18ha（令和7年度）	目標：40ha（令和13年度）

2 担い手が育ち地域で支える農業



●課題解決のための基本方針

「地域計画」を活用して、地域農業における将来の担い手のあり方を明確にします。また、野洲市でスムーズに新規就農できる仕組みづくりと魅力ある農業を展開して、雇用の促進、担い手育成を図ります。

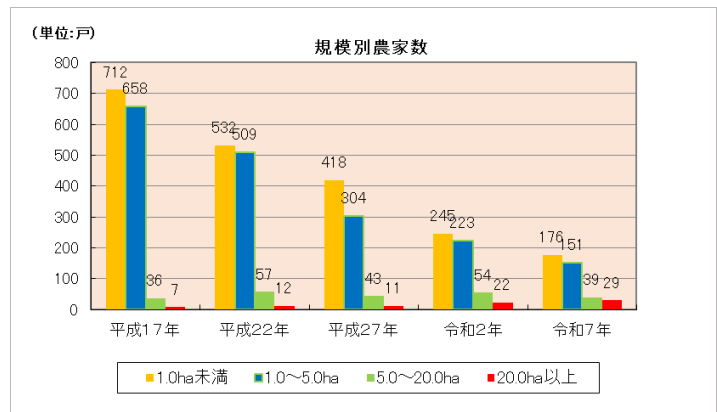
(1) 地域計画（目標地図）による将来像の明確化

- ① 地域での話し合い
- ② 将来の担い手（予定耕作者）の確保

▼地域に応じた将来の農業のあり方と、農地利用の姿を明確にします。

▼年に1度、農地利用を更新することで地域計画の精度を高めていきます（ブラッシュアップ）。

▼担い手の育成を働き掛け、関係機関と連携し支援していきます。



(2) 担い手への農地集積・集約（経営基盤の強化）

- ① 農地中間管理機構の活用

▼農地中間管理事業を活用して担い手への農地集積・集約化を図ります。

▼集落・担い手の話し合いのもと、農地集約化のモデル地区を設定して農地集約の推進を図ります。

- ② 大規模農家の法人化

▼大規模農家の法人化を促進支援します。

▼法人化による雇用の創出を図ります。

- ③ 農地集約化に向けての担い手同士の話し合い

▼生産コストの低減を図るため、地域の実情や担い手の状況を踏まえながら、農地の大区画化を進め、作業の効率化につなげます。

(3) 新規就農支援と担い手の育成

① 新規就農支援窓口

② 関係機関との連携

③ 次世代の担い手の支援

▼定期的に広報やHPなどで新規就農希望者窓口情報を発信して相談窓口の周知を図ります。

▼経営開始資金等を活用し、新規就農者を支援します。

▼新規就農者が定着できるように関係機関と連携して支援します。

(農業委員会や農業組合長との連携→利用可能な農地情報の提供等)

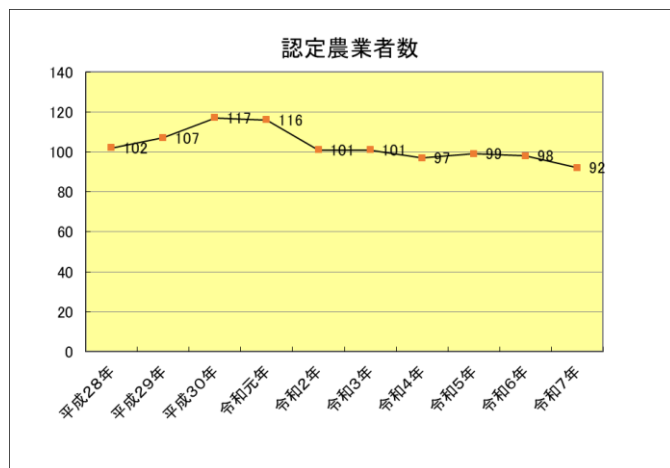
▼関係機関と連携し、就農意欲が高い人の野洲市での就農獲得を図ります。

▼地域で地域計画に位置付けた次世代の担い手を支援します。また、関係機関との情報共有により第3者継承にも対応します。

▼第3者継承を検討する農家に対して関係機関で情報共有し支援します。

▼野洲市で研修を積んで野洲市で就農できるように支援します。

雇用就農資金等、研修を実施する農業法人などに対する支援事業の推進。



(4) 多様な担い手による地域農業の保全

① 地域での見守り

② 兼業しながら農業に取り組む人への支援

▼中小規模の兼業農家を支援します。

▼兼業をしながら農業を始めたい人や、いきなり専業就農は難しいが段階的に農業へ移りたい人など、多様な担い手を支援し、1人でも多く就農に導き、地域農業を守ります。

▼農業者の活躍や魅力ある農業の取組を発信します。

(5) 農業者間の交流

① 交流機会の創出

② 情報・意見交換

▼担い手間の情報交換の場を設けます。

▼担い手、農業組合長、農業委員等の農業関係者が意見交換できる機会を設け、つながりの強化を図ります。

(6) 企業の参入と農福連携

① 企業参入に対する柔軟な対応

② 農業と福祉の連携

- ▼野洲市において農地を活用した農業展開を検討している企業に対して、多様な担い手として積極的に相談・協議に応じます。
- ▼農業を障がい者等の就労や生きがいつくりの場とし、新たな働き手の確保につなげます。

(7) 農業団体等の活動支援

農に関する普及啓発活動への支援

- ▼市内農業者等で構成する各種団体が農の発展に寄与する活動と連携して支援します。
- ▼野洲市の農業振興を目的とした取組・提案に積極的に応じます。



項目：担い手への農地集積・集約	KPI：担い手への農地の集積面積
現状：82.5%（令和7年度）	目標：80.0%（令和13年度）

3 環境と地域資源を活かす農業



●課題解決のための基本方針

農業を取り巻く環境について地域に正しく理解いただくとともに、持続可能で質の高い農業を継続できる環境の維持を推進し、カーボンニュートラルや琵琶湖を有する地域としての特性を踏まえ、農薬・化学肥料の低減など、人と生態系に配慮した農業を目指します。

また、農業に触れる機会を通じて、その魅力や生産への感謝を育み、地産地消の推進、農業への関心向上を図ります。

(1) 農業に対する地域の理解

- ① 農業による効果を周知
- ② 地域協働による農作業への理解

▼農地の役割を広く市民に伝えます。

(水資源の涵養、大雨時のため池機能など)

▼地域参加型農業を目指し、農作業に対する正しい理解を周知します。

(草刈り、防除、用排水管理など)

(2) 耕作放棄地発生抑制と活用

- ① 農業委員会との連携
- ② 情報収集

▼農業委員会と連携を図り、農地パトロールを実施して、発生抑制に努めます。

▼農業委員・農業組合長から地域情報を収集するなど農地状況の把握に努め、発生防止と再生利用を図ります。

(3) 環境に配慮したこだわり農業の推進

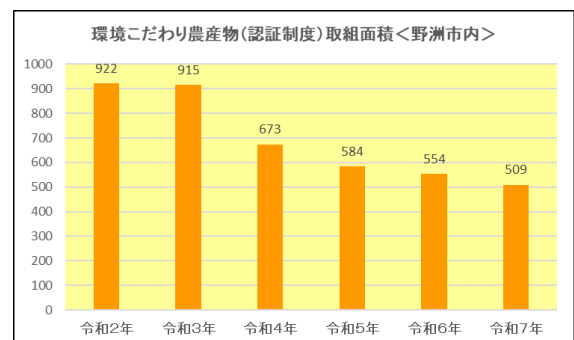
- ① 環境こだわり農業の取組面積拡大

▼生産者の状況や品目、圃場条件等を踏まえ、県の環境こだわり農産物認証制度を推進します。

▼地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組を実施した場合に

支援される、環境保全型農業直接支払交付金を活用した取組を推進します。

▼有機農業の取組を推進します。



② 関係機関との連携

▼国の「みどりの食料システム戦略」及び「みどり加速化GXプラン」に基づき、脱炭素社会へ向けて、農薬・化学肥料の低減、有機農業の取組面積拡大を目指します。

(4) 魚のゆりかご水田の推進と持続

① 魚のゆりかご水田の推進と持続

② ブランド力向上への支援

▼取組面積の拡大を図るとともに取組の継続を働き掛けます。

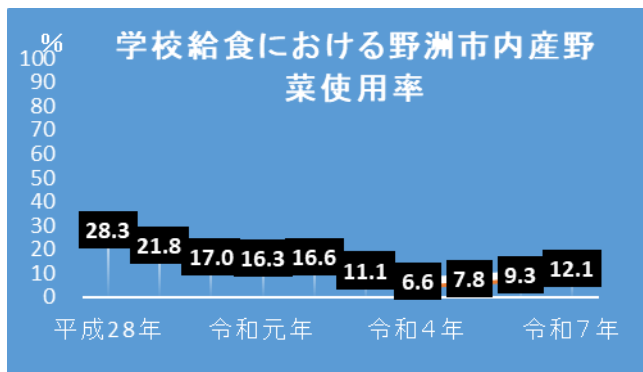
▼六次産業化による更なるブランド力向上を図ります。

(5) 地産地消の推進

① 学校給食における市内産食材の使用

▼給食の献立において、市内産食材を使用しやすい体制づくりを給食センターと協議・検討し、市内産米の使用率 100%を維持しつつ、市内産野菜の使用率向上を図ります。

▼旬の野菜を食材として使用促進します。



② おいで野洲まるかじり協議会との連携

▼おいで野洲まるかじり協議会が企画実施する市内産農林水産物の販売促進事業や広報活動を支援します。

(6) 食農教育

① 園・学校・市民団体等による啓発活動

▼野洲市食育推進委員会や教育委員会等と連携して食農教育に取り組めます。（例：旬の野菜について等）

② 農業体験機会の創出

▼市民農園を通じて、自然環境のもとで農産物を育てる経験と収穫の楽しみ、喜びを感じてもらうことで、農業への理解を深めます。



(7) 農業基盤の整備保全

① 施設の維持管理

▼滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会にて見直しされるアセットマネジメント中長期計画に基づき計画的に更新整備します。

▼都市的土地利用と自然的土地利用の適正な組み合わせに配慮しながら、美しい
田園風景を形成する優良農地を確保します。



項目：環境に配慮したこだわり農業 の推進	KPI：環境こだわり農産物（認証制度） の取組面積
現状：509ha（令和7年度）	目標：600ha（令和13年度）

